

第12回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年12月15日(火)

場所 市役所4階 402A・B学習室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 6件)

報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 9件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長 中村 顕治
事務局次長 本木 豊
事務局書記 川島 一利

午後4時15分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第12回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、6番奥住雄一委員、12番加園好久委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、6件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成17年3月25日に相続し、前回調査は、平成29年11月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成29年3月3日に相続し、前回調査は、平成29年12月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成28年8月20日に相続し、前回調査は、平成29年11月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成8年4月13日に相続し、前回調査は、平成29年12月15日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成8年4月18日に相続し、前回調査は、平成29年12月15日になります。

申請番号6番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成20年2月24日に相続し、前回調査は、平成30年1月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ブロッコリー、ネギ、コマツナなどが栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、梨などが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①と②の農地は、ダイコン、ハクサイなどが栽培されておりました。③の農地は、作付け準備中でした。④から⑨の農地は、コマツナ、ブロッコリー、ハクサイなどが栽培されておりました。⑩の農地は作付け準備中でした。⑪から⑰の農地は、ハクサイ、コマツナ、ネギ、ダイコンなどが栽培されておりました。⑱の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、お茶が栽培されておりました。②の農地は、栗が栽培されておりました。③から⑤の農地は、ネギ、ダイコンが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

た。

申請番号6番の農地でございますが、①の農地は、ダイコン、ミカンなどが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

1 1 番
(峰岸 豊君)

1番と2番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

1 2 番
(加園 好久君)

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

はい、峰岸委員。

1 1 番
(峰岸 豊君)

5番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

6 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、9 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第 1 号、農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について、9 件ございます。

本件は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号 1 番、2 番、4 番、5 番、6 番、7 番、9 番が一般住宅、申請番号 3 番が工場、申請番号 8 番が駐車場でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

1番と2番の届出地につきまして、現地を確認しております

議長
(石川 裕一君)

はい、加藤委員。

3 番
(加藤 武君)

3番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

なお、4番、5番、8番、9番の届出地につきましては、
私が現地を確認しております

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

6番と7番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第12回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時27分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和2年12月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩